

議案第102号

磐田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年11月24日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市火災予防条例の一部を改正する条例

磐田市火災予防条例（平成17年磐田市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「厨房」を「^{ちゅう}厨房」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「厨房」を「^{ちゅう}厨房」に改める。

第17条第1項第4号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第17条の2第1項第2号中「^{きょう}筐体」を「^{きょう}筐体」に改め、同項第4号中「雨水等」を「その^{きょう}筐体は雨水等」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第19条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第19条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第17条の2第1項第4号」に改める。

第64条第16号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

第67条第2項中「を廃止」を「であつて、規則で定める事項を変更又は廃止」に改める。

別表第 1 中

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ ・グリル付こ んろ・グリド ル付こんろ、 キャビネット 型こんろ・グ リル付こんろ ・グリドル付 こんろ	1 4 k w 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
			据置型レンジ	2 1 k w 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
	不 燃	開放式	組込型こんろ ・グリル付こ んろ・グリド ル付こんろ、 キャビネット 型こんろ・グ リル付こんろ ・グリドル付 こんろ	1 4 k w 以下	8 0	0	—	0
			据置型レンジ	2 1 k w 以下	8 0	0	—	0
	上記に分 類されな いもの	使用温度が 8 0 0 ℃以上のもの		—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0
		使用温度が 3 0 0 ℃以上 8 0 0℃未 満のもの		—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0
使用温度が 3 0 0		—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0		

を

	℃未満のもの						
--	--------	--	--	--	--	--	--

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ ・グリル付こ んろ・グリド ル付こんろ、 キャビネット 型こんろ・グ リル付こんろ ・グリドル付 こんろ	1 4 k w 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
			据置型レンジ	2 1 k w 以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注
	不 燃	開放式	組込型こんろ ・グリル付こ んろ・グリド ル付こんろ、 キャビネット 型こんろ・グ リル付こんろ ・グリドル付 こんろ	1 4 k w 以下	8 0	0	—	0
			据置型レンジ	2 1 k w 以下	8 0	0	—	0
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0	5 0	5 0
		木炭を	炭火焼き器	—	8 0	3 0	—	3 0

に

燃	燃料と するも の						
上記に分 類されな いもの	使用温度が 800 ℃以上のもの	—	250	200	300	200	
	使用温度が 300 ℃以上 800℃未 満のもの	—	150	100	200	100	
	使用温度が 300 ℃未満のもの	—	100	50	100	50	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の磐田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 19 条第 1 項に規定する蓄電池設備（附則第 4 項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第 17 条第 1 項第 4 号（新条例第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項、第 17 条第 3 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 19 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 19 条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第 1 項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第 19 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとな

るもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

磐田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(厨房設備)</p> <p>第5条 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「<u>厨房設備</u>」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(変電設備)</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含</p>	<p>(^{ちゅう}厨房設備)</p> <p>第5条 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「<u>厨房設備</u>」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(変電設備)</p> <p>第17条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第17条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含</p>

現行	改正案
む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。	む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) その <u>筐体</u> は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。	(2) その <u>筐体</u> は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。
(3) 略	(3) 略
(4) <u>雨水等</u> の浸入防止の措置を講ずること。	(4) <u>その筐体は雨水等</u> の浸入防止の措置を講ずること。
(5)～(19) 略	(5)～(19) 略
2 略	2 略
(蓄電池設備)	(蓄電池設備)
第19条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u>	第19条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u>
2 略	2 略
3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u>	3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u>
4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第	4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第15条第4号、第17条第1項第4号、第7号、第

現行											改正案												
8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。											8号及び第11号並びに第17条の2第1項第4号の規定を準用する。												
(火を使用する設備等の設置の届出)											(火を使用する設備等の設置の届出)												
第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。											第64条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。												
(1)～(15) 略											(1)～(15) 略												
(16) 蓄電池設備 _____											(16) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)												
(17)・(18) 略											(17)・(18) 略												
(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)											(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)												
第67条 略											第67条 略												
2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止 _____ する場合について準用する。											2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いであって、規則で定める事項を変更又は廃止する場合について準用する。												
別表第1 (第2条、第26条関係)											別表第1 (第2条、第26条関係)												
対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					入力	離隔距離 (c m)					備考	対象火気設備等又は対象火気器具等の種別					入力	離隔距離 (c m)					備考
						上	側	前	後	備考								上	側	前	後	備考	
略											略												
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリ	14kw以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリ	14kw以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔		

現行									改正案										
			ドル付こんろ						距離を示す。				ドル付こんろ						距離を示す。
			据置型レンジ	21 k w 以下	100	15 注	15	15 注					据置型レンジ	21 k w 以下	100	15 注	15	15 注	
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k w 以下	80	0	—	0			不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14 k w 以下	80	0	—	0		
		据置型レンジ	21 k w 以下	80	0	—	0					据置型レンジ	21 k w 以下	80	0	—	0		
(追加)																			
										固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
										不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上の	—	250	200	300	200			上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上の	—	250	200	300	200		

現行								改正案									
		もの															
		使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの	—	150	100	200	100										
		使用温度が 300℃未満の もの	—	100	50	100	50										
略								略									
備考 1～3 略								備考 1～3 略									